［7　略］

8　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百二十六　挿入］

［第20号の４様式別表１記載要領　略］

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　別紙百三十　挿入］

第20号の４様式別表２記載要領

1　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあっては、第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　略］

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十二　挿入］

第20号の４様式別表３記載要領

1　この明細書は、政令第48条の13第９項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十四　挿入］

第20号の４様式別表４記載要領

1　この明細書は、政令第48条の13第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　略］

［7　同左］

8　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百二十七　挿入］

［第20号の４様式別表１記載要領　同左］

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　別紙百二十九　挿入］

第20号の４様式別表２記載要領

1　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第７項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあっては第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　同左］

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十一　挿入］

第20号の４様式別表３記載要領

1　この明細書は、政令第48条の13第９項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十三　挿入］

第20号の４様式別表４記載要領

1　この明細書は、政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　同左］